

株 主 各 位

神奈川県横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号
株式会社N F Kホールディングス
代表取締役社長 久保田 隆

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記臨時株主総会参考書類をご検討のうえ、平成22年12月2日（木曜日）当社営業終了時（ご参考：午後5時10分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（2頁）をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.Web54.net>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年12月3日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号
当社 本社別館会議室
3. 目 的 事 項
決 議 事 項

<株主提案>

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 資本減少の件 |
| 第2号議案 | 取締役2名解任の件 |
| 第3号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（お知らせ）

臨時株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.nfk-hd.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

[インターネットによる議決権行使のご案内]

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。
 - (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。
 - (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - ① Microsoft[®] Internet Explorer Ver. 5.01 SP2以降
 - ② Adobe[®] Acrobat[®] Reader[™] Ver. 4.0以降又は、Adobe[®] Reader[®] Ver. 6.0以降
(画面上で参考書類等をご覧になる場合)
2. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.Web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
3. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、平成22年12月2日(木曜日)の午後5時10分までに行われますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより二重に議決権行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
5. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
6. 各議案に対し賛否(又は棄権)の表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
7. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
8. パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
9. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120-65-2031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~21:00)
2. 上記1. 以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120-78-2031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

臨時株主総会参考書類

議案及び参考事項

本臨時株主総会へ上程しております第1号議案から第4号議案はすべて株主提案によるものです。なお、提案株主 渋谷実氏の議決権の数は5,401個、斉藤征夫氏の議決権の数は4,200個であり、2名合計の議決権の数は9,601個であります。

<株主提案>

第1号議案 資本減少の件

以下のとおり資本金を減少し準備金へ振替えるものであり、消却を目的とせず第三者割当及び売出しによる売却に備えプールする自社株買い枠とするためであります。

(減少する資本金の額の内容)

会社法第 447条第 1項に基づき、平成 22年 3月 31日の資本の額 2,091,252,960円を 500,000,000円減少し 1,591,252,960円と致します。減少する資本金は全額を「その他資本剰余金」に振替える予定です。経営悪化を放置してきた現経営陣による当期の損失拡大を懸念しつつ、より自社株買いの実行可能性を高めるために、取り崩し額を 500,000,000といたしました。効力発生日は平成 22年 12月中を予定しており、その他の必要事項の決定は、取締役会へ一任をお願いするものであります。

●第 1 号議案に対する当社取締役会意見

当社取締役会と致しましては本議案に反対致します。

<反対理由>

1. 当社は平成20年6月27日開催第66期定時株主総会にて約50億円の資本減少の件の承認を頂き、同年8月1日付けにて効力が発生しており、再三の資本減少については賛成しかねる。
2. 今期の業績についても、先日適時開示でお知らせしたとおり、営業損失となる見込みであり、この時期での資本減少、自己株式取得は有効な業績回復及び復配には繋がらず望ましくないと判断する。
3. 当社経営方針は本業回帰及び集中であり、現剰余金に関しては、海外戦略、国内外での大型案件受注時に備え内部留保としております。

* 1. ~3. のとおり、本議案に対しては減資の必要性がないと判断致します。

<株主提案>

第2号議案 取締役 2名解任の件

解任取締役

候補者番号	氏名
1	城 寶 豊
2	久保田 隆

解任の理由

1.

取締役城寶豊氏は不動産業等に従事し関連知識も豊富であるところ、平成 22年 3月期において1億2千万円、前年にも2千万円もの特別損失を計上するに至った明治建物関連の匿名組合出資金への支出において、なんら当社のリスク回避の提案もなく、また十分な調査・評価・審査・回収可能性の検討を行う事なくこれを勧め漫然と決議し損失を与えた。また当社の度重なる増資と増資資金流失などの不祥事の、その処理において、相手先や流失に係った者を利する結果となり、当社や当社傘下会社を含む社内での不協和音を招く原因となり、社会や株主からの信頼を失わせしめた為であります。

久保田隆氏は上記の支出時においては、武田元社長より当社が原告のFS投資事業組合の訴訟を引き継いだ経験があり、訴訟の争点である取締役の善管注意義務についてすでに十分に理解していた。にもかかわらず、十分な調査・評価・審査・回収可能性の検討を行う事なく決議に参加し損失を与えたためであります。また本件のほぼ半年前の19年12月に「株主の皆さんへ」の開示として、本業以外への投資をしない旨を久保田氏本人の署名入りで公開し約束していたので、株主に対しても責任を負う義務があると判断した為であります。

2.

平成 20年秋に城寶豊氏が明治建物の関連会社であるビーブルに対し、1000万円2口計2000万円の会社規定に違反する無断貸付を行い、その返済を延滞していた所これが取締役会に発覚した。取締役会は、別件明治建物での9億円の準金銭消費貸借契約による分割弁済金月額200万円が相当期間延滞中であり、担保物件も競売係属中にも係わらず、城寶豊氏の個人保証を取り付けて分割での弁済を承認した。本来はここで厳正処分により対処すべきだが、それが成されずに隠蔽された。ところが、その後分割で弁済された約1200万円は、横領まがいで捻出されたものであり、元々当社が償却済債権回収益として受け取るべきものであった。(当社グループ元子会社の中にD社への貸付金と持株があった。平成20年3月期に連結子会社の整理に伴い債権回収会社系列のSPCへ債権を一括で移されたが、

弁済意志が有り回収が見込める D社からの回収資金は他の回収経費等に当て、残りは当社へ償却済債権回収益として繰り戻される手はずであり、譲渡当事者間双方において了承されていた。しかし、貸金を 5600万円とし分割スキームが纏まった段階で、明治建物から来た社員 Iは、これを元子会社ごと明治建物へ持ち去ってしまった。D社からは分割弁済がされるようになり、現在までに約 2300万円が弁済されている。初めの約 1100万を元子会社経由で明治建物が受け取り、後半の約 1200万円がビーブルの弁済金として入金処理されている。これらは本来は当社が受け取るべきもので、まして城寶豊氏が個人保証した債権の弁済金として処理されるべきものでは有りません。)

また、有価証券報告書等において、城寶豊氏個人保証時の 2000万円の被保証債務残高、22年 3月期内の分割弁済金約 1100万円の被保証債務の移動残高、これら関連当事者間取引は「該当事実はありません」と虚偽記載されています。

よって、当事者で代表取締役であった城寶豊氏、次順位取締役であった久保田隆氏の解任を求めるものであります。

※) 上記、「解任の理由」には事実と相違する部分が多々ありますが、株主提案のとおり、忠実に記載しております。

●第 2 号議案に対する当社取締役会意見

当社取締役会と致しましては本議案に反対致します。

<反対理由>

1. 平成22年9月16日開催の取締役会にて主力子会社である日本ファーンレス（株）の代表取締役でもある久保田隆を代表取締役として選任する旨の決議を行い、ファーンレス事業からの発展に向け全社一丸となって邁進すべく体制を整えたところであり、その久保田隆の解任は当社経営方針に逆行する。
2. 取締役解任理由に関しても、「虚偽記載」など事実と相違する部分が多々ある。
3. 今般株主より提出された取締役解任議案も当初提出されたものから議案の修正を経ており、株主提案は趣旨に一貫性を感じられない。
4. 当社は平成22年6月25日開催の第68期定時株主総会第 1 号議案にて、取締役選任の承認可決を頂いており、数ヶ月での取締役解任議案に疑義が生じ、任期満了となる平成23年6月開催予定の定時株主総会までは職務を全うする義務があると考え

*1. ~4. のとおり、本議案に対しては正当性がないと判断致します。

<株主提案>

第3号議案 取締役 3名選任の件

当社の業務執行の機能を増強して、事業発展、企業価値向上、経営基盤の安定強化をはかるため取締役 3名の選任をお願いするものであります。

尚、取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、その他	所有する当社株式の数
1	西村利彦	昭和31年11月11日生 昭和56年 3月 東京都立大学経済学部卒業 平成18年 4月 (有)フォーカス&フューチャー 代表取締役 (現職)	0株
2	相馬省記	昭和20年 8月14日生 昭和42年 3月 岩手大学工学部卒業 昭和42年 4月 日本ファーンレス工業(株)入社 平成18年 8月 日本ファーンレス(株)参与 (現職)	100株
3	小野塚英二	昭和39年 8月 9日生 昭和63年 3月 東京大学経済学部卒業 平成13年 4月 (株)アイディール・ジャパン 代表取締役 (現職)	0株

(注)

1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村氏、小野塚氏は、ともに金融、財務、証券に関する知識が豊富であり、管理業務や経営戦略業務にも精通しており、今後の当社の事業展開に多大に貢献されると判断したためであります。
3. 小野塚氏は社外取締役の候補者であります。
4. 相馬氏は主力子会社の日本ファーンレス(株)において技術部門を担当しており、今後の当社の事業展開に多大に貢献されると判断したためであります。
5. これにより当社の取締役の構成は各担当が、営業、技術、管理と揃い、バランスの取れた布陣となると考えております。

●第3号議案に対する当社取締役会意見

当社取締役会と致しましては本議案に反対致します。

＜反対理由＞

1. 西村氏の反対理由

- ①当社が現在貸金返還請求を行っている旧明治建物㈱が、当社の大株主として臨時株主総会を開催し役員派遣を行った当初、取締役候補者西村氏は明治建物持株の名寄せに加担（明治建物、明治建物代表取締役社長に次ぎ、西村氏が代表取締役として就任している会社2社）していたこと、旧明治建物㈱の顧問として就任していたことなどから同社との関係が懸念され、また同社への今後の貸金返還請求に影響を及ぼす可能性がある。
- ②略歴に記載されている（有）フォーカス&フューチャーは金融・投資等を謳っているが、金融当局への登録ないし届出の事実は窺われず、日本証券投資顧問業協会等での会員登録もしておらず、素性に疑問がある。
- ③当社との取引もなく、ファーンレス事業に関する経験・知識は皆無と推測され、経営参加の目的が理解できない。

2. 相馬氏反対理由

- ①社外へ情報を漏洩するなどコンプライアンスに問題があり、当社との信頼関係を失墜させたため、同氏とは業務委託契約を平成22年10月23日付にて解除しており、また、法的措置も検討中である。
- ②当社社員として在職中に取締役候補として目されたこともなく、経営者としての能力には疑問がある。

3. 小野塚氏反対理由

- ①略歴にも記載されているとおり、ファイナンス関係の経歴であり、候補者西村氏同様、当社との取引もなく、ファーンレス事業に関する経験・知識は皆無と推測され経営参加の目的が理解できない。
- ②当社の現況を勘案すると、社外から取締役を選任する必要性はなく、小野塚氏の経営参加が当社の事業発展に貢献されるとは考えられない。

4. 当社は平成22年7月に役員報酬削減を理由に役員退職慰労金制度廃止を実施しており、役員増員は逆効果でもあり当社の経営状況を更に圧迫する恐れがある。

* 1.～4. のとおり、株主提案に係る候補者いずれについても当社取締役としての資質に欠けると解され不相当であり、当社の経営状況に悪影響を及ぼすものと判断致します。

<株主提案>

第4号議案 監査役 1名選任の件

重要性を増した監査役の機能の一層の充実強化をはかるため、あらたに 1名の増員の選任をお願いするものであります。

		略歴、その他	所有する当社の株式数
候補者	板井 要二	昭和29年 4月 14日生 昭和56年 3月 東京都立大学法学部卒業 平成18年 7月 東京国税局調査部総括主査 平成19年 9月 税理士板井要二事務所代表 (現職)	0株

(注)

1. 板井氏は、国税庁の出身であり、税理士としてご活躍されております。税理士として培ってきた豊富な知識と、高いコンプライアンス意識は、不祥事が続いた当社の経営にとって、今後有益に生かされるものと考え選任をお願いするものであります。
2. 板井氏は社外監査役の候補であります。

●第4号議案に対する当社取締役会意見

当社取締役会と致しましては本議案に反対致します。

<反対理由>

1. 以前候補者とは顧問税理士候補として面接を実施したが、業務遂行能力の問題、また、顧問報酬額の要求も現顧問税理士報酬額を大幅に上回り、当社にて考慮した結果、採用に至らなかった経緯があり、当社監査役としての適格性に疑問がある。
2. 取締役会同様監査役会も平成22年6月に監査役退職慰労金制度廃止の実施をしており、監査役増員は当社経営状況を圧迫する恐れがある。
3. 選任理由として税理士での経験とあるが、当社社外監査役には既に公認会計士・弁護士が就任しており、事業実務経験豊富な監査役も常勤しているため、現監査役会体制は各方面から監視が行え、コンプライアンスも充実すると考えられる。

- *1. ~3. のとおり、当社監査役会は現体制で十分機能すると判断致します。
*なお、監査役会も同様の意見であります。

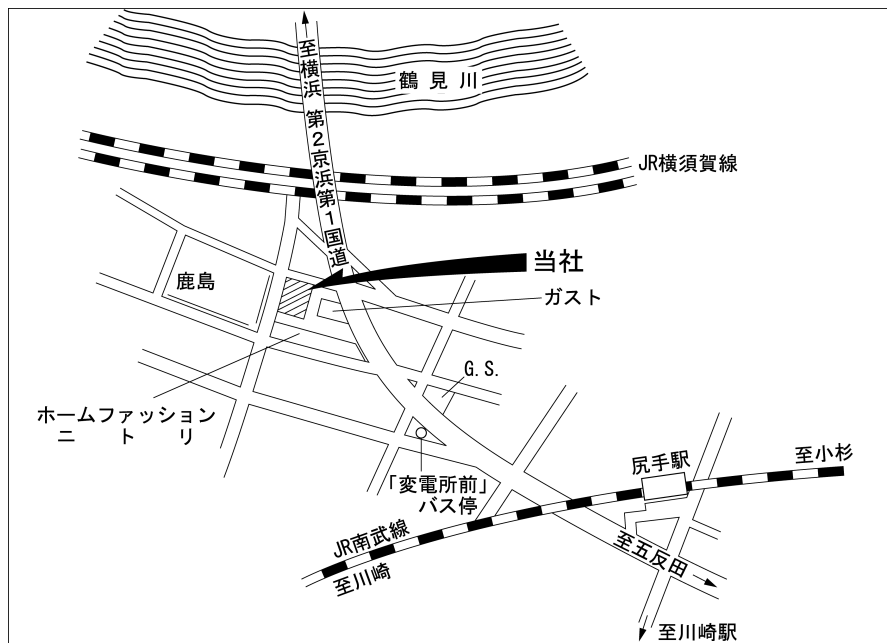
以上

株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号

当社 本社別館会議室

TEL 045 (575) 8000



会場最寄駅・JR南武線尻手駅下車 徒歩15分

・JR川崎駅西口より、市営バス⑦系統

または臨港バス⑩系統にて「変電所前」下車 徒歩5分
駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。